

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県監査委員

○監査公表五件

福島県監査委員

二

監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成24年 8月24日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之

- 1 監査実施期間 平成24年 5月28日～平成24年 7月27日
- 2 監査対象機関 公所26箇所
- 3 監査の結果

監査は、県中保健福祉事務所ほか23機関の平成23会計年度の財務に関する事務、原町高等学校ほか1機関の平成22会計年度及び平成23会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県中保健福祉事務所	平成24年 7月20日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成24年 6月 5日 平成24年 6月 6日
会津保健福祉事務所	平成24年 7月27日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成24年 6月 7日 平成24年 6月 8日
県南保健福祉事務所	平成24年 7月27日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成24年 6月19日 平成24年 6月20日
中央児童相談所	平成24年 6月12日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年 4月19日
県中児童相談所	平成24年 6月12日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年 4月18日
浜児童相談所	平成24年 5月31日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年 4月17日
総合療育センター	平成24年 7月20日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成24年 5月 8日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・郵便切手の翌年度繰越高が209,870円（月平均消費高の11.1か月分）となっている。
（県中保健福祉事務所）
- ・公用自動車の不用決定において、不用及び売払いの決定前に売払代金の収入調定及び登録抹消費用の支出手続をしている。
（会津保健福祉事務所）
- ・超過勤務手当が過支給（1人10,730円）となっている。
（中央児童相談所）
- ・旅費の支給が3か月以上遅延しており、前年度に比べ改善されていない。
（浜児童相談所）
- ・公用自動車の不用決定・廃棄手続に際し、支出となる廃車費用と収入となる売払代金の見積りの徴取をせず無償で業者に廃棄を依頼し、収入と支出の事務手続をしないまま廃車処分をしている。
（浜児童相談所）
- ・修繕工事の契約変更に当たり、起工の変更の決定をせず変更契約を締結している。
（総合療育センター）
- ・購入した郵便切手について、郵便切手出納簿へ受入れ及び払出しの記帳をせず一括して払い出しており、使用状況や残高の確認をしていない。
（総合療育センター）
- ・保守点検業務委託において、契約書に定める月ごとの完了報告書の提出がないにもかかわらず、履行が確認されたとして委託料を支払っている。
（総合療育センター）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められる。

(2) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
会津農林事務所	平成24年 7月27日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成24年 6月26日 平成24年 6月27日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・旅費及び超過勤務手当の支給に適切でないものがある。

「事実」

- 1 「早朝出発等定額」の支給されていない旅費が、148件（97,500円）ある。
- 2 職員Aほか9名に係る超過勤務手当について、時間外に運転業務などに従事しているにもかかわらず支給されていないものがある。

正当支給額 190,995円

既支給額 0円

不足支給額 190,995円

「是正・改善等の意見」

旅費及び超過勤務手当の支給に当たっては、職員に制度内容、支給要件等を十分周知するとともに、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。（会津農林事務所）

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・防災ダムの工事用管理道路敷内に設置されている電力柱4本等について、使用許可が行われていない。（会津農林事務所）

(3) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県南建設事務所	平成24年7月27日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成24年6月7日 平成24年6月8日
喜多方建設事務所	平成24年7月26日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成24年6月5日 平成24年6月6日
南会津建設事務所	平成24年7月26日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成24年6月12日 平成24年6月13日
県北流域下水道建設事務所	平成24年7月20日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成24年5月29日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・超過勤務手当の支給に著しく適切でないものがある。

「事実」

時間外の運転業務に係る超過勤務手当について、職員Aほか39名分が支給されていない。

正当支給額 167,013円

既支給額 0円

不足支給額 167,013円

「是正・改善等の意見」

超過勤務手当の支給に当たっては、支給要件を十分確認するとともに、チェック体制を確立し、関係規程に基づき適正に行うこと。（県南建設事務所）

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・公用自動車の廃棄手続において、売却の検討をせず廃棄している。（県南建設事務所）
- ・公用自動車の廃棄手続において、収入と支出の事務手続をせずに無償で業者に引渡し廃棄処分している。（県南建設事務所）
- ・県有財産の譲渡において、売払代金の納付前に所有権移転登記のための登記原因証明情報兼登記承諾書を譲渡人に交付している。（県南建設事務所）
- ・負担金支払いに関する契約の変更契約に伴う戻入について、戻入調書に決裁権者の決裁及び出納機関の確認を受けていない。（県南建設事務所）
- ・県営住宅駐車場管理業務の支出負担行為が遅延している。（県南建設事務所）
- ・旅費が不足支給（89件57,850円）となっている。（県南建設事務所）
- ・許可物件の増設に対する河川敷占用許可に伴い、占用料として57,750円を調定すべきところ、新たな占有料は発生しないものと誤認して調定を行わず、その後誤認に気付き遅延して調定を行ったため、調定できた額は一部の12,833円となっている。（県南建設事務所）
- ・道路橋りょう整備費負担金について、収入原因が発生する都度直ちに調定をすべきところ遅れて調定している。（喜多方建設事務所）
- ・旅費の支給が3か月以上遅延している。（喜多方建設事務所）
- ・旅費の支給が3か月以上遅延している。また、旅費が不足支給（3件1,950円）となっている。（南会津建設事務所）

- ・工事請負契約の変更において、工期延長の変更契約を行う際に直前の軽微な変更を含めて締結すべきところ、これを行っていない。(南会津建設事務所)
- ・公用自動車の廃棄手続について、収入と支出の事務手続をせずに無償で業者に引き渡し廃棄処分している。(県北流域下水道建設事務所)

(4) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
相双教育事務所	平成24年6月15日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成24年5月10日
会津自然の家	平成24年6月13日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年4月18日
福島明成高等学校	平成24年5月30日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年4月17日
福島工業高等学校	平成24年5月30日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年4月25日
会津工業高等学校	平成24年6月13日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年4月17日
平工業高等学校	平成24年5月28日	亀岡 義尚	高野 宏之	書面監査	平成24年4月19日
原町高等学校	平成24年6月15日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成24年5月9日
相馬農業高等学校	平成24年6月15日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成24年5月8日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・工事請負契約において、契約保証金の減免に該当していないにもかかわらず免除している。(福島明成高等学校)
- ・旅費の支給が3か月以上遅延しており、前年度に比べ改善されていない。(福島工業高等学校)
- ・行政財産の使用許可を行わないまま建物を使用させている。(福島工業高等学校)
- ・高等学校授業料について、収入未済額が引き続き多額となっている。(福島工業高等学校)
- ・行政財産の使用許可を行わないまま建物を使用させている。(会津工業高等学校)
- ・ブルドーザの廃棄手続について、収入と支出の事務手続をせずに無償で業者に引き渡し廃棄処分している。(平工業高等学校)
- ・設計委託契約において、契約保証金の減免に該当していないにもかかわらず免除している。(平工業高等学校)
- ・旅費の支給が3か月以上遅延している。(相馬農業高等学校)
- ・運動場敷地の一部について、境界の保全等の維持管理が十分でないため、不特定の車の駐車場として使用されている。(相馬農業高等学校)
- ・高等学校授業料について、納付交渉等が十分でないため収入未済額が多額となっている。(相馬農業高等学校)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
福島警察署	平成24年7月26日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成24年6月1日
郡山警察署	平成24年6月12日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年4月19日
郡山北警察署	平成24年7月5日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成24年5月10日
須賀川警察署	平成24年7月20日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成24年5月31日
いわき中央警察署	平成24年7月6日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成24年6月7日
いわき東警察署	平成24年5月31日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年4月18日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・本署で購入し分庁舎に払い出している郵便切手について、本署の郵便切手出納簿に記帳していない。(郡山北警察署)

- ・ 拾得物件預り書の「拾得者の物件引取期間」を誤ったことから、拾得者が引取りを求めた拾得物は県に帰属済みであり、別途相当額を賠償金として支払っている。(須賀川警察署)
- ・ 交番敷地「土地使用貸借契約」の事務手続において、債務負担行為の手続を行わないままに3年間を契約期間とする契約を締結している。(いわき東警察署)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

監査公表第16号

平成24年3月30日監査公表第5号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成24年8月24日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 24教財第932号
 平成24年5月31日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚 様
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県教育委員会委員長 遠 藤 由美子 印

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成24年3月14日付け23福監第169号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

磐城桜が丘高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況												
<p>「指摘事項」 支出事務手続において著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 工事請負費等の支払に当たり、適法な請求書を受理したにもかかわらず、支出の決定及び支出命令を行わず、契約に定める支払期限を徒過したため、債権者に対して請求書の再提出を求めるなどにより、支払時期を遅延して支払っているものがある。</p> <table> <tr> <td>(1)工事請負費</td> <td>3 件</td> <td>648,900円</td> </tr> <tr> <td>(2)委託料</td> <td>3 件</td> <td>196,350円</td> </tr> <tr> <td>(3)役務費</td> <td>1 件</td> <td>122,850円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7 件</td> <td>968,100円</td> </tr> </table> <p>「是正、留意・改善の意見」 支出事務の執行に当たっては、適時適切な事務処理が行われるよう内部牽制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	(1)工事請負費	3 件	648,900円	(2)委託料	3 件	196,350円	(3)役務費	1 件	122,850円	合計	7 件	968,100円	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。</p> <p>職員の法令遵守意識の改善を図るとともに、定例的な支出項目については、チェックリストを作成し、請求書を受理状況や支出状況等を管理職員も含めた職員相互間で日常的に確認を行い、支払遅延等の防止を図ります。</p>
(1)工事請負費	3 件	648,900円											
(2)委託料	3 件	196,350円											
(3)役務費	1 件	122,850円											
合計	7 件	968,100円											

(監査総務課)

監査公表第17号

平成24年3月30日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成24年 8月24日

福島県監査委員 青 木 稔
福島県監査委員 亀 岡 義 尚
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 高 野 宏 之
24財第465号
平成24年 5月23日

福島県監査委員 青 木 稔
福島県監査委員 亀 岡 義 尚 様
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県知事 佐 藤 雄 平 印

平成23年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成24年 3月14日付け23福監第170号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
ホームページの管理運営について
- 2 所見及び措置の状況について

監査委員所見	措置状況
<p>〔知事部局知事直轄広報課〕</p> <p>1 掲載情報の更新等について 各機関に対し情報の掲載期間は適期を過ぎていないか、更新・修正の必要はないか等について点検をし問題があった場合には是正するよう、周知徹底する必要がある。</p> <p>2 「福島県ホームページ」組織別ページへのアクセスについて 「福島県ホームページ」内で、アクセスの仕方によっては接続できない機関のページについて点検し、適切な措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>3 「福島県ホームページ」トップページの適切な運用について 「福島県ホームページ」トップページの「イベントカレンダー」、「電子印刷物」の各部局の活用状況を把握するとともに、コーナーの趣旨の周知徹底と適時、適切な情報提供の促進を図る必要がある。</p>	<p>・適正なホームページ管理に資するチェックリストを整備し、広報広聴企画会議等において周知を図りたい。</p> <p>・同上</p> <p>・それぞれのコーナーの活用状況の実態を調査し、適時適切な情報発信へ向けた課題を洗い出す。加えて、課題解決のための具体的方策についても検討、実施したい。</p>

（監査総務課）

監査公表第18号

平成24年 3月30日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成24年 8月24日

福島県監査委員 青 木 稔
福島県監査委員 亀 岡 義 尚
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 高 野 宏 之
24教財第187号
平成24年 5月28日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚 様
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県教育委員会委員長 印

平成23年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成24年3月14日付け23福監第170号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
ホームページの管理運営について
- 2 所見及び措置の状況について

監査委員所見	措置状況
〔教育委員会教育総務課〕 第2 監査委員意見 1 掲載情報の更新等について 各機関に対し情報の掲載期間は適期を過ぎているか、更新・修正の必要はないか等について点検をし問題があった場合には是正するよう、周知徹底する必要がある。	1 平成24年2月上旬～3月下旬、教育庁の組織改編に伴い、3課（義務教育課・高校教育課・健康教育課）がホームページをリニューアルすることから、ホームページ担当者と数回協議し、掲載内容の精選及び更新の適切化を図った。 2 平成24年3月13日、教育庁各課に対して、福島県教育委員会ホームページの掲載項目の確認を依頼し、年度更新の適切化を図った。 3 平成24年4月24日、教育庁各課の広報担当者会議を開催し、行政監査結果報告書をもとに、ホームページの適切な管理を行うよう周知した。また、各教育事務所及び各所館に対して上記会議資料を配布し同様の周知を図った。 4 今後の対応について、県立学校については、6月1日に開催される事務長会議にて周知を図る予定である。また、定期的にホームページの点検を実施する。

（監査総務課）

監査公表第19号

平成24年3月30日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成24年8月24日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福公委(総)第16号
 平成24年6月19日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚 様
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳 印

平成23年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成24年3月14日付け23福監第170号で報告のありました平成23年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

ホームページの管理運営について

2 所見及び措置の状況について

監査委員所見	措 置 状 況
〔警察本部警務部総務課〕 1 掲載情報の更新等について 各機関に対し情報の掲載期間は適期を過ぎていないか、更新・修正の必要はないか等について点検をし問題があった場合には是正するよう、周知徹底する必要がある。	・福島県警察ホームページ管理運用要綱第9の4において、月1回の点検による適時適切な更新について規定されていることから、同規定の確実な実施について適宜指導を実施するとともに周知徹底を図っている。

(監査総務課)